

令和4年 第7回(定例会)  
厚真町教育委員会会議録

- 1 開会 令和4年5月30日(月)14時30分
- 2 閉会 令和4年5月30日(月)17時00分
- 3 前回会議録の承認
- 4 出席委員の氏名  
遠藤 秀明 池川 徹 金光 えり 日西 大介 長門 茂明
- 5 委員及び傍聴人以外の会議出席者氏名  
生涯学習課長 奥村 与志照  
生涯学習課参事 中村 真吾  
生涯学習課参事 作田 和彦  
生涯学習課社会教育グループ主幹 龍崎 ひさえ  
生涯学習課社会教育グループ主査 奈良 智法
- 6 会議録署名委員の指名  
( 長 門 茂 明 )  
( 池 川 徹 )
- 7 教育長報告
  - (1) 行事参加等の動向 (資料1)  
【質疑なし】
  - (2) 条例または規則で定める委員の委嘱について (資料2)  
【質疑なし】
- 8 所管報告  
学校教育グループ・給食センター
  - (1) 令和4年度第4回厚真町議会臨時会行政報告について (資料3)
  - (2) 5月校長会議・教頭会議について (資料4)
  - (3) 厚真町教育研究所第2回運営委員会(5月9日開催)について (資料5)
  - (4) 厚真町教育研究所全体研修会・第1回部会研究について (資料6)

【質疑】

日西委員 : コロナに関して、学級閉鎖で長期間学校に行かない期間ができてしまった。そういった中で学習の遅れが気になった。2週間の間、学年によりけりだが、宿題が出る学年と出ない学年とがあったが何か決まりがあるものなのか、それとも何か工夫がされているのか。それとも心配しなくても後から補習されていくものなのか。

中村参事 : 全て学校の教育時数というのは学習指導要領に基づき時数が決まってい

る。例えば国語で420時間という決まりがあれば学校は450時間位を設定する。420時間分の内容を450時間の時間をかけて教育をしていく。実際のところ420時間をきらない限り基本はよいのだが、しっかり教えなければならないことは後々、例えば1日5時間のところを6時間授業にして増やしたり、夏休み、冬休みで1日、2日登校してもらおうという形で補う。

今回、学級閉鎖が長引いた上厚真小学校は、速やかにタブレットをその学年の方に配り、リモートで授業を行った。ただこれは学校の時数にはカウントできないので、先ほど言ったように足りない部分については後々の補習でしっかりと行う。一方、中央地区は学級閉鎖期間が短かつ持ちかえりを原則としていないため、中央小学校はリモート授業を行っていない。現在、町内のリモート授業を出来るか出来ないかというところで、Wi-Fiが繋がっていない家庭が若干あるが、そのような家庭に対しては、教育委員会でモバイルルーターを無料で貸し出している。ただ通信の料金については、そのご家庭で契約をしていただくこととなる。なお、上厚真小学校については、小学2年生以上がリモート授業を出来るような状態、中央小学校については小学3年生以上、厚真中学校、厚南中学校については1年生から3年生まで全てがリモート授業ができるという状態になっているので今後のコロナの状況を見ながらリモート授業を行っていきたい。

池川委員 : 先ほどのWi-Fiの利用料金は自己負担という話だが、いくら位かかるものなのか。

中村参事 : 会社を限定はできないが、私達が今提案できるのは1,700円から3,000円の間になる。

池川委員 : 教育委員会が貸し出しするものとは。

中村参事 : モバイルルーターになる。

池川委員 : 貸し出しして料金を払ってもらうのは。

中村参事 : それは通信を契約してもらう形になる。

池川委員 : 機械を貸し出して通信料を払ってもらう。借りた期間だけのものじゃなくて、通信契約をしてもらうということか。

中村参事 : そうなる。

教育長 : そうなると通信料は月単位で契約することは可能なのか。

中村参事 : 可能である。

教育長 : 申し込んですぐにリアルタイムで接続してくれるかどうかはわからない。

長門委員 : 契約等はそのご家庭が自らの負担で自分で契約するということか。

中村参事 : その通りである。

池川委員 : 所得の少ない家庭に対する援助にその費用は入ってこないのか。

教育長 : 入っている。

池川委員 : コロナの関係で何人かなったという報告を聞いたが、感染した状況の例をもとに、こういう機会は避けた方がよいのではないかというものを作れるだけの情報はそろってはいないのか。

中村参事 : 医学的な見解は述べることはできないのだが、実際ほぼ家庭内感染であると推測する。最初の1人目は感染経路不明だが、その後に出てくるお子様についてはほぼ家庭内で感染した人が陽性確認できるという状況になるので例えば学校内で席が近くにいるだとか、そういうたぐいは少なかった。

- 池川委員 : 同じ学年で何人も出ていても、学年内での感染ではないということか。  
 中村参事 : そこが医学的にはっきりと申し上げることができないのだが、どちらかというと陽性者が確認されて、家族の状況を聞くとすでに家族で陽性者が確認されている。  
 池川委員 : 先に確認されているのであれば、親からの感染が濃厚になる。  
 日西委員 : うちが長男が最初になって学級閉鎖の2日後に発熱し、その後姉が出してという流れになる。大人は大丈夫だった。  
 教育長 : 北海道基準によりリスクの高いものをリストアップするのだが、これまでリストアップされた者はいない。基本的には学校ではまん延しているとは明確には言えない。ただどうしても家族内で感染が広がっていくと、兄弟とかで小学校、中学校とかと広がっていくのが心配されたので、まず検査をしていただき陰性を確認すると共に陽性者が出たらすぐに広がるのを防ぐという意味での検査を実施している。

#### 社会教育グループ

- (1) ディスカバリーカルチャーについて  
 (2) 戦争遺跡見学会について

#### 【質疑】

- 長門委員 : 各種文化講座を合わせて行うということだが、今後の予定というのはもうすでにわかっているのか。  
 奥村課長 : 昨日ペタンクというニュースポーツをプラネタリウム投影と併せて講座を実施した。また、6月については、しおり作りと第3ラジオ体操とあまり広く知られていないものを一緒に行うという計画をしている。それ以降については現在検討中である。  
 池川委員 : 時間はどのくらいの目安なのか。  
 奥村課長 : 午前10時から1時間半の予定で行っている。プラネタリウム投影30分ほどと文化講座が50分程度で行っている。  
 池川委員 : これは場所を移動しているのか。  
 奥村課長 : プラネタリウム室前のホールで行っている。

### 9 議案

#### 議案第1号 厚真町育英資金貸付条例施行規則の一部改正について

#### 【質疑なし】

#### 【原案どおり決定】

#### 議案第2号 令和4年度厚真町育英資金の貸付、早期貸付について

#### 【質疑】

- 池川委員 : 表にある収入基準額5人の場合598万とあるが、これはこういう書き方でないとだめなのか。  
 中村参事 : 総所得金額6,089,756円からそれぞれ別表2で定められている控除額を引いてそれが項目「ハ」の3,229,756円になる。収入基準

額が別表1で定められている世帯人数で決められている。それが598万円ということになるので、それ以下であれば育英資金の貸付者として基準を満たしているという算定になっている。

池川委員：5人のところ598万円だったら、項目「ロ」の1, 2, 3, 4は決まりきっているのだからこんな書き方しなくてもよいのではないか。当然人数によって引かれるのなら。5人の時598万だったらそれを引いてしまった金額でもよいと思うが。

中村参事：ただこの控除はその家族の構成でいらっしゃる方がどのような状況か。本来これは課税計算を税務の方で行っているのだから、そちらの資料を見たいと思う。

教育長：早期貸付は前々年度の税情報によるものである。今回は仮決定なので6月に正式に通常貸付等を含めて審査する。その時は税が昨年の税の確定情報に基づく審査となる。

中村参事：昨年1月から12月までの所得で言えば住民税等を計算している。その情報で計算している。

池川委員：1人親家庭のケースでは、ここの所得には前年度のものに乗ってきたら多くなって、でも実際には一人分だけの収入だけになったら大変なわけだが、それが1年間控除を受けられないでいく可能性はあるのではないか。

中村参事：事情を保護者の方から聞き取り、それらを反映させて判定する。

池川委員：税は前の年のものになるからこれから学費を払っていくとしたら2人で稼いでいたものが1人になったら大変なのではないか。それが前年度の課税評価でいってしまうと1年間大変な生活を送らなくては行けなくなるのではないか。そこで抜けた時点で収入削除して計算してあげるのであればこの家庭は救われるのだろうか。

教育長：育英資金の貸付はこういう方々に貸付するというのがあるのだが、その中で所得情報というのはあくまでも最終的に判断できない時に前年度の所得をもって判断する材料の1つとして使えるという考えである。

池川委員：さっき見せてもらった5人世帯なら項目「イ、ロ、ハ」だとかと合致しなくてもいいということか。

教育長：本来は例えば被災したなどのいろいろな要因がある中で判断するのだが、ただ恣意的な判断に結び付くこともあるということで基本的には所得という税法上のものを根拠としている。

池川委員：審査してもらおう中でその辺の部分もしっかり説明した中でしないと。

教育長：もちろん当然この申請に来られる方というのは早期貸付も普通貸付も含めてこういう貸付の条件があるということをしかり説明する。また、早期貸付についても結局今年の前年度の税情報ではなく前前年度の税情報が入るので1年変わったら対象にならなくなるかもしれないこともあるし、逆に今回は早期貸付できなくても新しい情報では対象になるかもしれないので再度申請ということも含めて説明して受付をしていく。そういう手続きを保護者のためにも説明をしている。

金光委員：判定内容の中の母子、父子世帯とか障害者のいる世帯という基準がどういう意味で入っているのかわからないのだが、こういう場合は例えば収入があったとしても貸付するというような意味合いで入っているのか。

教育長：就学援助等の支援については、色々な判断基準がある。この育英資金は条例ではなく選考基準の第5条の部分が所得金額の経済的な理由や家庭内事情、1人親世帯それから就学者が多数いる世帯を考慮するというように

なる。

なお、就学援助において、地震で被災された方々を特別枠として設けたというのはあった。いずれにしてもできるだけ利用される方の立場に不利にならないような運用の仕方というのも考えていかなければいけない。

#### 【原案どおり決定】

#### 議案第3号 厚真町放課後児童クラブ運営規定の一部改正について

##### 【質疑】

- 池川委員 : 実費負担金の内容は？
- 奥村課長 : 食料費と教材費だが、コロナ禍の現状では食料費はほぼなく主に教材費となる。
- 池川委員 : おやつがなくなるということか。
- 奥村課長 : おっしゃる通り、おやつがなくなっている。
- 池川委員 : 千円超えない範囲の場合に、教材費で買ったものが1人当たり33円となったとき33円の請求になるのか。それとも実費負担金を使い切る形で運営しているのか。
- 奥村課長 : 実費負担金を使い切る形で運営している。
- 池川委員 : 今参加している子どもは何人くらいいるのか。
- 奥村課長 : 登録者数は厚真中央地区で111人、上厚真地区で72人、実際の平均した利用者数は厚真中央地区で49人、上厚真地区で30人となっている。

#### 【原案どおり決定】

#### 10 協議

##### (1)厚真町議会第2回定例会提出補正予算要求について

##### 【質疑】

- 池川委員 : タブレット端末は先生が使うものなのか。
- 中村参事 : 先生が使うものになる。
- 池川委員 : 人が増えても足りるようになっているのか。
- 中村参事 : 予備がある。ただそちらは授業に使うものではなく、あくまでも子どもたちの増減または故障したときの控えになるので今回のものは先生用ということになる。
- 長門委員 : 小学校も中学校もそれぞれ3台ずつということか。
- 中村参事 : その通りである。合計12台である。
- 池川委員 : いろいろやってみてそれが足りないということは顕著になってきたということか。
- 中村参事 : 今回遠隔でリモート授業をやったときに、今後想定されるのが授業に出席している児童生徒は対面で行いながら、黒板とかを映し出して家で自宅療養をしている児童生徒に同時に授業を行うというようにしたいという要望もあるため。
- 池川委員 : 例えば、小学校の1年から6年生まで自宅で授業を受ける人が各学年に1人ずついたら、6台ないと足りないのではないか。
- 中村参事 : 6台必要な場合は、他の授業にあたっていない先生のものを借りたり、予備機を使うということも考えられる。

池川委員 : 国の補助金を活用して各校3台ということか。  
中村参事 : その通りである。

## 1 1 その他

(1)令和4年度第2回厚真町議会定例会付議案件について

- ①厚真中学校陸上グラウンド整備工事請負契約書の締結について
- ②財産取得について

### 【質疑】

池川委員 : 工事が始まったら、中学生はどこを使うのか。  
中村参事 : グラウンドの方は使用しないということで中学校と協議済みである。  
池川委員 : 使わないで足りるのか。  
中村参事 : 6月の中旬までにグラウンドを使用した体育の授業を終わらせるということで話をしている。ただ、代替案として厚真高校がグラウンドを借りることで高校から内諾をいただいている。中学校の方には伝えてある。  
池川委員 : 高校のグラウンドを使う時は送迎するのか。  
中村参事 : その時にはスクールバス等の運行は考えていく。  
教育長 : 地震の際に一時期グラウンドが使えない時は厚真高校のグラウンドを借りたという経緯がある。  
池川委員 : 今授業でそんなに使わないのか。  
教育長 : 体育館等を使う内容を決めている可能性もある。

(2)文化交流施設に係る教育委員会事務局職員による先進地視察について

### 【質疑】

池川委員 : 建物に付随する什器備品というものが全部の施設を一辺にやったらべらぼうな金額になるのではないかと。  
龍崎主幹 : 東川町さんに少しアドバイスいただいたのは、東川町はいろんな課が運営しているので、様々な補助金を活用して備品はある程度持ち出しが少ないよう購入したというように言っていたのでそこは工夫次第ではないかと思う。  
池川委員 : 備品にも補助金があるということか。  
龍崎主幹 : 運営の仕方による。東川町はいろんな課が複数関わっているので備品に関しては色々な部署からの補助金を使ったということは言っていた。  
池川委員 : メインとするもの、柱にするものをいくつか自分たちで決めて、そこに色々つけていくような形にしないと、あれもこれもというのはやっぱりどっちつかずになってしまう。  
教育長 : 今回の視察先の内容だと図書館だけを目的に行くというより、図書館に行った人が更に他の物に、色々なものに興味を広げていけるというようなつくりをしているというのは間違いない。まさに今厚真町が提案をしている庁舎施設全体も町民が普段から日常的に利用できる、集えるようなイメージにしたいのかなという感じはした。  
池川委員 : その集える部分を教育委員会が担うのか、まちづくり推進課等が別のものでやるのかは縦割り行政ではなく行政が皆タグを組んで一つのものに向かっていかないと無駄な部分が出てしまう。  
教育長 : イメージとしては役所があって文化交流複合施設があって、アイヌ文化歴史交流センターのようなものがある、ケアセンターがあって、福祉セン

ターがあって、それらが周りにあり中心に広場があって、どの建物からでも見られるようなそういう雰囲気になっている。建物を背中を向けて建てるのではなく、真ん中に皆さんが集まる公園のような広場を作って、どの建物からでも広場を見ているような雰囲気の構想となっている。

長門委員 : 町民の思いは確かに色々あって、それを全て集約しようと思ってもハードルが高くなってしまうので具体的な柱を1本立てるようにすると良いのではないかと。あとと思うのは毎日通う職員が使いやすいというのが町民の使いやすさにもつながるのではないかと。職員が行き来しやすい空間とできれば町民の方々も行き来しやすくなるのではないかと。あまり複雑にしすぎて管理がしづらいというのが一番維持管理が大変な部分なのでそこは重要なのかなと思う。

#### 1 2 次回委員会の開催日程

- ・ 6月30日（木）午後2時30分（予定）

#### 1 3 閉会